

令和 3 年 第 8 回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 8 月 5 日 (木) 午前 9 時 00 分～ 10 時 33 分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員 (35 人)

1 番 木下善明委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	14 番 香月幸雄 委員
15 番 山下正行 委員	16 番 江口和広 委員	17 番 土井哲夫 委員
18 番 津田 保 委員	19 番 森 邦之 委員	20 番 有田勝也 委員
21 番 川崎敏樹 委員	22 番 中村康則 委員	23 番 香月伸幸 委員
24 番 溝上博信 委員	25 番 岩石 学 委員	26 番 川崎照子 委員
27 番 田口千津子委員	28 番 片渕秋正 委員	29 番 香月藤芳 委員
30 番 香月一夫 委員	31 番 松尾利助 委員	32 番 光武直広 委員
33 番 筒井政信 委員	34 番 外尾美津子 委員	35 番 一ノ瀬美佐子委員
36 番 津田裕之 委員	37 番 片渕久司 委員	

4. 欠席委員 (2 人)

12 番 川崎正明 委員 13 番 橋本重吉 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- 第 2 (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(2) 農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて
(3) 農地法第 4 条の規定による許可申請について
(4) 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(5) 令和 3 年白石町農用地利用集積計画 (8 号) の承認決定について
(6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- (1) 合意解約の報告

業務連絡事項

- (1) 第 9 回農業委員会総会の日時及び場所
(2) 農業者年金加入推進について
(3) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原正好
課長補佐兼農地農政係長	西村博幸
農地農政係長	永石智子

農地農政係

香月麻里

7. その他出席職員
なし

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和3年8月第8回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、12番、川崎正明委員、13番、橋本重吉委員から欠席の届けがあつております。

ただ今の出席委員は37名中35名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではよろしくお願ひいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、25番、岩石学委員、26番、川崎照子委員を指名いたします。これより議事に入ります。

= 議案番号第130号 =

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第130号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第130号。権利の種類は所有権移転、贈与です。
申請農地は、大字坂田字一本谷〇〇番、田2,671㎡です。
譲渡人は、多久市北多久町大字多久原〇〇番地（多久市）〇〇氏です。
譲受人は、白石町大字坂田〇〇番地（原田）〇〇氏です。
許可後の耕作面積は、田41,463㎡です。
稼働力は男1名、女1名です。
申請の事由は、譲渡人の要望でございます。
議案の位置図は、1ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として7月29日に事務局と現地確認を行いました。
譲渡人と譲受人とは、いと同じで、申請農地については、以前から譲受人が米・

麦・大豆を中心に耕作をされています。

今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されていますので、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 130 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 130 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 131 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 3 条の規定による許可の取り消しについて」を議題といたします。議案番号第 131 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 131 号。権利の種類は所有権移転、贈与です。

申請農地は、大字堤字嘉瀬川〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番、〇〇番の田 9 筆、16,227 m²、同じく〇〇番、畑 1 筆、105 m²、計 10 筆、16,332 m²です。

譲渡人は、白石町大字堤〇〇番地（嘉瀬川）〇〇氏、こちらは親のほうです。

譲受人は、白石町大字堤〇〇番地（嘉瀬川）〇〇氏、こちらは子のほうです。

本年 5 月 7 日の第 5 回総会、議案第 76 号で承認いただいた、相続時精算課税制度を利用した親から子への贈与でしたが、親族間での話し合いの結果、贈与を取り止め、売買とするため取り下げられるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 131 号に賛成の方の挙手を求めま

す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 131 号は申請どおり当委員会において許可を取り消すことに決定します。

＝議案番号第 132 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 132 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 132 号。

申請農地は、大字横手字新田竈〇〇番、畑 72 m²です。

申請者は、白石町大字横手〇〇番地（中南）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、2 ページから 3 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番 〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 7 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、宅地の拡張を目的とするものであります。

地区の区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないという判断に至っております。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては、指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 132 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 132 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 133 号＝

議長 続きまして、議案番号第 133 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 133 号。

申請農地は、大字福富字緑郷〇〇番、田 79 m²です。

申請者は、白石町大字福富〇〇番地（下区）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、4 ページから 5 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 7 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は、農地法の申請をしないまま、令和 3 年 5 月頃から農機具置場及び農作業通路として利用されております。

申請人も十分反省されており、申請地周辺の農地へも特に影響はなく、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 133 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 133 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 134 号＝

議長 続きまして、4.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 134 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 134 号。権利の種類は、使用貸借権設定です。

申請農地は、大字横手字新田竈〇〇番、畑 400 m²です。

貸付人は、白石町大字横手〇〇番地（中南）〇〇氏です。

借受人は、白石町大字横手〇〇番地（中南）〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第 1 種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6 ページから 7 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 7 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、建築業用倉庫、資材置場の整備を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断に至っております。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 134 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 134 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 135 号＝

議長 続きまして、議案番号第 135 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 135 号。権利の種類は所有権移転（売買）です。
申請農地は、大字戸ケ里字二本樟〇〇番、畑 139 m²です。
譲渡人は、白石町大字横手〇〇番地（新昌）〇〇氏です。
譲受人は、白石町大字戸ケ里〇〇番地（戸ケ里）〇〇氏です。
転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は第 3 種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8 ページから 9 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員。〇〇委員は、今、欠席でございますので、現地確認に同行された事務局のほうから、説明をお願いします。

事務局 〇〇委員と事務局の〇〇と〇〇の 3 名で、7 月 28 日に現地確認を行っております。

す。

区長、生産組合長、隣接の地権者からも承諾書をいただいております、〇〇委員からも問題ないと判断いただいております。以上です。

議長 ありがとうございます。事務局の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 135 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 135 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 136 号＝

議長 続きまして、議案番号第 136 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 136 号。権利の種類は所有権移転（贈与）です。
申請農地は、大字戸ケ里字四本松〇〇番、田 399 m²です。
譲渡人は、白石町大字戸ケ里〇〇番地（戸ケ里）〇〇氏です。
譲受人は、小城市牛津町勝〇〇番地（小城市）の〇〇氏です。
転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は第 3 種農地。

農地区分の該当事項は、水管、下水道管又はガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、10 ページから 11 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いしたいところですが、〇番、〇〇委員が休みなため、これも同じく事務局に説明をお願いいたします。

事務局 先ほどの 135 号と同じ日に、事務局、〇〇、〇〇と〇〇委員で確認をさせていただいております。

今回の申請は、農家分家住宅の整備を目的とするものであります。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られております。

〇〇さんは譲渡人の孫にあたられますので、農家分家住宅として受理をしております。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。事務局の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 136 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 136 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 137 号＝

議長 続きまして、5. 議案番号第 137 号「令和 3 年白石町農用地利用集積計画 (8 号) の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 137 号の農用地利用集積計画 (8 号) について、ご説明いたします。

別冊、議案番号第 137 号、農用地利用集積計画 (8 号) についての 5 ページをご覧ください。その中で、24 番の貸し手、〇〇氏におかれましては、先日の 8 月 2 日にご逝去されておりました。本日の総会においては取り下げを行い、改めて相続人代表の方から申請される旨の申し出がっておりますので、24 番については削除をお願いいたします。

そのため、7 ページの下のほうの集計欄で、田の筆数が 74 筆から 73 筆へ、田の面積が 171,704.36 m²から 168,757.36 m²へと変更となり、合計が 76 筆から 75 筆へ、面積が 172,091.36 m²から 169,144.36 m²に変更になります。

それでは、はじめに「所有権移転関係」でございます。今回は 10 件となっております。

つづきまして、「利用権設定関係」でございます。

2 ページから 3 ページに相対での設定が 11 件、4 ページから 7 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 41 件、合わせて 52 件の計画が提出されており、そ

のうち新規が 30 件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが 12 件で、再設定は 22 件でした。

今回の利用権の総面積は 234,060.36 m²です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが 11 件、農地中間管理機構によるものが 41 件となっております。

なお、今回の計画の中で未相続農地は 16 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、62 件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
まず、所有権移転について審議します。
これにつきまして、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 137 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 137 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。
これについては、議事参与の制限がございまして、○番、○○委員は、該当する整理番号では、発言を控えてください。
それでは、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。
先月の 7 月 5 日に幹事会があつて、幹事会の協議内容が配布されております。その中で、(2) に、賃貸借の要望についてと言うことで協議されておりますが、具体的に、もっと詳しく説明をお願いします。それから、質問をしたいと思ひます。

事務局 今、法人の賃借料につきましては、各法人の中で、取り決めが発生しておりまして、法人毎に金額に差があるということで、農業委員会のほうで、今、標準小作料が廃止になりまして、平均的な利用実績、契約実績に基づいた賃貸借情報という形で、農業委員会だより等で、契約の際の参考資料としてご提示させていただいておりますけれども、農業委員会としましても、法人の賃貸借情報については、お話を聞きまして、総会等で農業委員さん方にきちんと示す形を取ったほうが良いのではない

かとお話をさせていただいております。

協議の中身につきましては、まず、法人の代表者と幹事会のほうと、拡大幹事会という形で、関係の方をお呼びして、意見交換会を開催してはどうかとか、あと、法人の賃借料の情報の開示については、法人の承諾を得てからでないと、皆さんにお知らせするにあたっては、承諾をもらってという形での確認。

あと、3点目に、今、決算期を迎えられている法人もいらっしゃるもので、規約の改定があるのか否かの状況を確認しながら、再度、幹事会のほうで、意見交換等の情報の集約をしてはという流れで、協議をいただいております。以上です。

○番 わかりました。それでは、質問をさせていただきます。今、説明があったとおり賃借料の情報としては、10年ほど前は、10aあたり22,000円、もちろん、段階はありましたけれども、一番高いAクラスでは。それが、5~6年前には、18,000円くらいですね。今、現在見てみますと、14,000円から15,000円くらいのほうが平均になっているのではなかろうかという事で、段々少なくなってきているわけでございます。当然、貸し手側にも、高齢化であったり、後継者不足ということで、これ以上耕作ができないと、いろんな条件面もあるでしょうけれども、また、借り手としましては、当然、土地を安く借りて、経営の安定を図ったほうが良いという風なことは、十分にわかるわけです。けれども、見てみますと、個人よりも、法人のほうが安い。それと、法人でも、バラつきがあると、法人のほうは、せめて、統一をしていただかないと、これが引き金になって、個人の賃借にも影響を及ぼしていくのではなかろうかと思っております。それで、あまりに低かったら、結局、所有者も貸さないよとなった時に、耕作放棄につながる可能性もあると思うのです。ある程度は、下げるだけではなくて、そのあたりの調整というか、バランスはどのあたりが適正なのかというのはわかりません。もちろん、形状が悪いところであったり、屋敷周りであったりというのについては、それぞれ緩和することも必要でしょうけれども、通常耕作ができるというのであれば、バラつきがないような形で、せめて法人には、農業委員会としても、指導というのにも必要ではなかろうかと思っております。

それで、法人の代表者を呼んで、開催するというところでございますけれども、早急に開催をしてほしいと思っております。決算期であるから、会議ができないというのはちょっとおかしいかなと思っております。この会議と、各法人の総会では、ちょっと話が違ふと思っております。その代表者との話し合いは、早急にできるのではないかと思いますので、そのへんをよろしくお願ひしたいと思っております。

事務局長 ○○委員のご主旨、非常にわかるところであります。スケジュール的には、法人の総会が開催された後に開催するという事をご提案し、進めさせていただこうかなと思っております。

それはなぜかと申しますと、まだ総会が済んでいない法人、たぶん、総会の議案等については、まだ、固まっていないのかなと。集落営農の法人は9法人ありまして、法人○○が、8月から7月決算、7月までの事業年度でですね。あとは、7月から6月事業年度とか6月から5月事業年度、そういったところで、事業年度が若干違っ

て、その部分で、2ヶ月以内に総会を行うというところなのですが、当然、決算については、あまり関係ございませんが、総会の折に、賃借料の話が議案に出されるところがあるようでございまして、そこを見据えながらお話をしたほうが、今ここで、早急に、話をしてもいいのですが、やはり、総会の中で組合員からの意見が、そこで出ることも含めながら、進めたいと思っております、そういったところで、9月5日くらいに、幹事会等で、法人の代表者もご了解を得れば、ご参加いただいて、そこで話をしたいと思っております。以上です。

○番 一応、いろんな価格設定の案もあるでしょうけれども、幹事会のほうで、きちっとそのへんの情報を収集しながら、提案を、農業委員会主導型でいくらかに持っていければと思っております。法人に任せるとこの様な結果になると思うのです。ですから、そのへんは、農地の耕作が放置をされないような形で、うまく調整をしていただきたいと。ですから、幹事会も早急に開いて、どのくらいの価格の設定がいいのか、各法人のバラつきのない程度の設定の研究会議をしていただきたいと思っております。以上です。

事務局長 実は、ほかの委員からも、こういったものは、早くしてくれないかというお話もございました。そういった部分も含めまして、やはり、総会にこだわらずに、事務局のほうも、なるべく早く開催をしていこうかなと思います。よろしくお願いします。

議長 ほかにありませんか。利用権設定について。
ないようですので、採決に入ります。議案番号第 137 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 137 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

= 議案番号第 138 号 ～ 議案番号第 146 号 =

議長 続きまして 6.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 138 号から議案番号第 146 号、農地の売渡し希望について事務局に説明を求めます。

事務局長 ご説明いたします。
議案番号第 138 号。農地の売渡し希望でございます。
申出農地は、大字馬洗字権納〇〇番、田 2,255 m²でございます。

あっせん申出者は、千葉県香取市下小川〇〇番地（千葉県）〇〇氏です。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

続きまして、議案番号第 139 号。

申出農地は、大字遠江字八平〇〇番、畑 4,197 m²でございます。

あっせん申出者は、佐賀市八丁畷町 8 番 1 号（佐賀市）公益財団法人佐賀県農業公社 理事長 池田宏昭氏です。

申請理由は、割賦売買契約の買主死亡により、相続人にも農業後継者が存在しなかったため、契約の解除に伴う農地処分でございます。

議案番号第 140 号。

申出農地は、大字福富字本観音〇〇番、田 3,620 m²でございます。

あっせん申出者は、佐賀市大和町大字東山田〇〇番地（佐賀市）〇〇氏です。

申請理由は、高齢のための農地処分でございます。

議案番号第 141 号。

申出農地は、大字八平字八平〇〇番、畑 4,487 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地（上区）〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案番号第 142 号。

申出農地は、大字新拓〇〇番、田 4,722 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字新明〇〇番地（新明 2A）〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案番号第 143 号。

申出農地は、大字戸ケ里字五本樟〇〇番、田 4,720 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字牛屋〇〇番地（西南）〇〇氏です。

申請理由は、資金確保のための農地処分でございます。

議案番号第 144 号。

申出農地は、大字深浦字鹿島〇〇番、田 2,197 m²でございます。

あっせん申出者は、武雄市橘町大字片白〇〇番地（武雄市）〇〇氏です。

申請理由は、後継者なしのための農地処分でございます。

議案番号第 145 号。

申出農地は、大字新明〇〇番、田 5,912 m²でございます。

あっせん申出者は、白石町大字田野上〇〇番地（島津）〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案番号第 146 号。

申出農地は、大字新明〇〇番、田 5,901 m²でございます。

あっせん申出者は、鹿島市大字中村〇〇番地（鹿島市）〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、12 ページから 20 ページをご覧ください。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしくお願ひします。

議長 議案番号第 138 号から議案番号第 146 号まで、事務局の説明が終わりました。
あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願ひします。

議長 議案番号第 138 号。
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願ひします。

議長 議案番号第 139 号。
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願ひします。

議長 議案番号第 140 号。
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願ひします。

議長 議案番号第 141 号。
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願ひします。

議長 議案番号第 142 号。
委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願ひします。

〇番 〇番の〇〇です。142 号は、地図をみてもらえばわかりますが、〇〇委員に話が来ていますか。上と下が〇〇さんになっています。〇〇さんが誰か田を買ってもらえないかと頼まれていたので、〇〇さんから〇〇委員に言ってきてないですか。

〇番 私が直接話を聞きました。

〇番 聞かれたのですね、〇〇さんから。よかったです。この上下を、〇〇委員が、前にしてくれていたの、そのあたりの事情がわかっておられるのか、聞いてみました。私も、新拓で〇〇の親族になるので、私がするわけにはいかないの、そのへんを、〇〇委員に確認しておかないといけないので、一応、確認しました。

議長 議案番号第 143 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 144 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 145 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 146 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 138 号 ○番 ○○ 委員、○番 ○○委員。

議案番号第 139 号 ○番 ○○ 委員、○番 ○○委員。

議案番号第 140 号 ○番 ○○ 委員、○番 ○○委員。

議案番号第 141 号 ○番 ○○ 委員、○番 ○○委員。

議案番号第 142 号 ○番 ○○ 委員、○番 ○○委員。

議案番号第 143 号 ○番 ○○ 委員、○番 ○○委員。

議案番号第 144 号 ○番 ○○ 委員、○番 ○○委員。

議案番号第 145 号 ○番 ○○ 委員、○番 ○○委員。

議案番号第 146 号 ○番 ○○ 委員、○番 ○○委員。

それでは、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者を議案書に書いております。再度、確認します。

議案番号第 138 号と第 139 号は○○。

議案番号第 140 号と第 141 号は○○。

議案番号第 142 号は○○。

議案番号第 143 号は○○。

議案番号第 144 号は○○。

議案番号第 145 号と 146 号は○○といたしております。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)
業務連絡事項
1 第9回農業委員会総会の日時及び場所
2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 33 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員